

令和2年度
水質汚濁防止法等の施行状況

令和4年3月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	36
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	37
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳	40
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	41
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	43
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等	44
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	45
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	46
参考	平成 29 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	47

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和2年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設を設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設を設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。令和3年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は254,658（257,646）（括弧内数値は令和2年3月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,148（3,169）、合計で257,806（260,815）であり、令和2年3月末時点と比較すると、特定事業場数は3,009件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は5（6）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

30,551 (30,749) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,642 (3,717) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,503 (10,570) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,811 (3,807) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、17,956 (18,094) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場の数は 3,873 (3,901) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場の数は 444 (436) であった。令和 3 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和 3 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,734 (1,777) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 657 (667) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 66 (66)、768 (780) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,568 (2,623) であった。

なお、これら 1,734 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 18、霞ヶ浦 457、印旛沼 165、手賀沼 84、諏訪湖 59、野尻湖 0、琵琶湖 584、中海 91、宍道湖 99、児島湖 170 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 191,272 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 191,272 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の規模の小さい事業場数は 172,479 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占める。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

令和2年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,051件、法第5条第2項に係る届出数は2件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は225件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は240件であった。また、法第7条に基づく届出数は3,700件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができることとされている（法第 23 条第 3 項）。

令和 2 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

令和 2 年度における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 4 件であり、一時停止命令の発動件数は 1 件であった。法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。また、第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 6,683 件であり、公共用水域関係では 5,996 件、地下水関係では 687 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

令和 2 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 27,967 件、夜間立入が 438 件で立入件数は計 28,405 件であった。なお、28,405 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 2,878 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

令和2年度における排水基準違反の件数は3事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが0件で、海上保安庁の調査によるものは3件であった。

なお、違反業種・施設名は、水産食料品製造業、金属製品・機械器具製造業、酸・アルカリ表面処理施設が各1件であり、違反項目は、水素イオン濃度が1件、化学的酸素要求量が2件、浮遊物質量が1件であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

令和2年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は205件（内訳：公共用水域関係198件、地下水関係7件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は30件（内訳：公共用水域関係20件、地下水関係10件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は255件（内訳：公共用水域関係187件、地下水関係68件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第18条）、令和2年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成2年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第14条の8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(生活排水対策推進市町村)は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている(法第14条の9)。

令和2年度における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和3年3月末現在、209地域(41都府県333市町村)で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和53年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成13年12月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている(法第12条の2)。

都道府県知事は、法第5条又は法第7条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第8条の2)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第13条第3項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第14条第3項)。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない(法第14条第2項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第33条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表11、表12に示す。令和3年3月末現在における指定地域内事業場の数は9,565であり、令和2年3月末時点(9,700)と比較すると事業場数は約1%減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾1,347(約14%)、伊勢湾2,995(約31%)、瀬戸内海5,223(約55%)であった。また、法第

14 条第 3 項に係る届出数は 349 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 41 件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 232 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 367 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 13）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 14）。

令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 1 件であった。なお、令和 2 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第 7 条第 1 項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難しい施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第 15 条第 1 項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項や第 7 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 8 条）。

令和 2 年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第 5 条）は、表 15 に示すように 274 件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第 7 条）は 188 件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第 15 条及び第 16 条）は 1 件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第 17 条第 2 項）は 0 件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第 17 条第 1 項）は 0 件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第 8 条）の適用事例はなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 10 条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第 20 条第 2 項）。

令和 2 年度における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 105 件、口頭による指導が 83 件で、内容は処理施設の改善が 45 件、排水の一時停止が 1 件、その他が 147 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導も 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区分	全特定 事業場数	排水量規模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)	
		①一日当りの 平均排水量 50m ³ 以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場	③一日当りの 平均排水量 50m ³ 未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場			
A 令和3年3月末現在		257,806 (5)	30,551	3,642 (2)	223,444	10,503 (3)	3,811	3,873 (444)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	254,658 (5)	27,627	3,105 (2)	223,220	10,475 (3)	3,811	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,148	2,924	537	224	28		
B 令和2年3月末現在		260,815 (6)	30,749	3,717 (2)	226,259	10,570 (4)	3,807	3,901 (436)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	257,646 (6)	27,803	3,172 (2)	226,036	10,543 (4)	3,807	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,169	2,946	545	223	27		
対前年比 A/B		(99%)	(99%)	(98%)	(99%)	(99%)	(100%)	(99%)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	(99%)	(99%)	(98%)	(99%)	(99%)	(100%)	
	瀬戸内海法上の特定事業場	(99%)	(99%)	(99%)	(100%)	(104%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場												
		特定事業場										有害物質貯蔵指定事業場												
		総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数			②うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)			③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数			④うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)							⑤第5条 第3項 有害物 質貯蔵 指定事 業場	総数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の 数	総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	
1	北海道		5,276	1,173	38		4,040	108		63	68	21												
2	青森県	3,763	360	20		3,403	47			7	1													
3	岩手県	4,657	548	41		4,104	98		5	37	4													
4	宮城県	4,131	438	49		3,685	102		8	32	8													
5	秋田県	2,806	531	40		2,275	71	(1)		13	1													
6	山形県	2,799	435	55		2,363	127		1	38	1													
7	福島県	5,802	743	152		5,059	221			49	3													
8	茨城県	7,378	789	125		6,568	172		21	141	15													
9	栃木県	7,430	996	71		6,434	169			71	4													
10	群馬県	2,929	586	60		2,327	94		16	45	2													
11	埼玉県	5,688	561	85		5,103	466		24	131	5													
12	千葉県	7,483	691	69		6,772	141		20	94	12													
13	東京都	2,457	86	12		1,322	271		1,049	149	23													
14	神奈川県	3,312	235	38		3,065	112		12	58	2													
15	新潟県	5,414	623	64		4,786	325		5	88	4													
16	富山県	2,481	350	92		2,120	105		11	47	3													
17	石川県	3,237	467	46		2,770	97			36	6													
18	福井県	1,994	301	38		1,692	73		1	38	5													
19	山梨県	4,570	305	37		4,264	161		1	46	13													
20	長野県	10,500	963	85		9,537	283			72	6													
21	岐阜県	7,501	874	89		6,627	144			84	9													
22	静岡県	7,316	970	142	(1)	6,329	126		17	94	13													
23	愛知県	7,601	1,086	222		6,500	271		15	166	18													
24	三重県	7,390	783	36		6,607	120			39	3													
25	滋賀県	2,862	501	89	(1)	2,361	195			84	3													
26	京都府	3,642	218	14		3,424	155			49	3	91	78	18								13	3	
27	大阪府	1,784	203			1,511	205		70	78	10	151	136	14								15	1	
28	兵庫県	6,876	511	93		6,365	428			75	7	279	255	61								24	6	
29	奈良県	2,808	211	8		2,597	133			13		220	212	19								8	2	
30	和歌山県	2,952	314	12		2,638	80			18	1	77	73	10								4		
31	鳥取県	1,382	200	8		1,182	46	(1)		8	1													
32	島根県	2,381	263	13		2,117	50		1	10	1													
33	岡山県	2,712	150			2,548	106		14	41	2	194	181	38								13	1	
34	広島県	3,720	300	5		3,420	95			31	8	231	202	22								29	4	
35	山口県	3,338	204	5		3,093	89		41	67	7	226	225	68								1		
36	徳島県	3,497	113			3,377	35		7	24	2	166	152	20								14		
37	香川県	2,345	103			2,237	54		5	24	2	189	164	12								25	1	
38	愛媛県	3,278	157			3,111	52		10	35	6	193	185	34								8		
39	高知県	2,256	259	17		1,997	46			6														
40	福岡県	3,800	596	40		3,157	70		47	54	6	45	37	4								8	1	
41	佐賀県	2,303	271	31		2,032	58			34	4													
42	長崎県	5,049	257	34		4,792	63			10														
43	熊本県	2,749	453	29		2,292	67		4	33	1													
44	大分県	4,282	237	2		4,045	29			19	2	153	151	7								2		
45	宮崎県	3,357	422	16		2,930	35		5	18	2													
46	鹿児島県	4,808	725	70		4,083	231			21	3													
47	沖縄県	1,963	433	21		1,530	35			5	2													
都道府県計		198,059	21,995	2,213	(2)	174,591	6,261	(2)	1,473	2,400	255	2,215	2,051	327								164	19	
政令市計		56,599	5,632	892		48,629	4,214	(1)	2,338	1,473	189	933	873	210								60	9	
合計		254,658	27,627	3,105	(2)	223,220	10,475	(3)	3,811	3,873	444	3,148	2,924	537								224	28	

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

No.	市	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場					
		特定事業場					有害物質貯蔵指定事業場					総数	瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	①平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未 満の事業 場数	④うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物 質貯蔵 指定事 業場	総数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の	総数	①平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未 満の事業 場数	④うち有害 物質使用 特定事業場		
1	札幌市	198	40	1		44	1		114	7	2						
2	函館市	210	41	1		147	4		22								
3	旭川市	191	24	4		135	2		32	3							
4	青森市	531	74	3		452	12		5	3	1						
5	八戸市	330	81	11		241	11		8	8							
6	盛岡市	510	29	5		472	45	(1)	9	4							
7	仙台市	834	60	2		743	60		31	14	1						
8	秋田市	355	72	13		277	41		6	10	2						
9	山形市	628	82	7		544	40		2	6							
10	福島市	602	99	14		499	13		4	5	1						
11	郡山市	720	111	24		609	33			4	2						
12	いわき市	574	138	31		431	28		5	24	4						
13	水戸市	656	51	4		605	27			5							
14	つくば市	534	19	4		499	112		16	24	2						
15	宇都宮市	922	72	9		841	31		9	20	4						
16	前橋市	643	111	12		528	31		4	4							
17	高崎市	468	71	15		396	38		1	14	1						
18	伊勢崎市	523	109	33		411	21		3	3							
19	太田市	350	97	20		253	41			11	1						
20	さいたま市	832	59	11		744	77		29	14	1						
21	川越市	347	31	3		313	66		3	14	3						
22	熊谷市	469	79	9		390	15			7							
23	川口市	303	18	2		259	53		26	14	7						
24	所沢市	147	17	4		129	21		1	3	1						
25	春日部市	312	20	2		292	12			2	1						
26	草加市	169	21	4		148	17			6							
27	越谷市	327	20	2		307	25			1							
28	千葉市	795	44	6		736	83		15	14							
29	市川市	374	73	8		299	17		2	12	1						
30	船橋市	356	59	5		287	16		10	8	3						
31	松戸市	283	32	5		249	25		2	7							
32	柏市	298	48	5		247	41		3	8							
33	市原市	470	84	29		380	22		6	33	2						
34	八王子市	401	16	1		375	70		10	2	1						
35	町田市	343	23	2		320	51										
36	横浜市	1,479	78	34		1,292	289		109	77	10						
37	川崎市	602	59	30		445	101		98	65	8						
38	相模原市	682	26	8		655	100		1	12							
39	横須賀市	75	17	10		54	28		4	7							
40	平塚市	290	14	5		273	68		3	14							
41	藤沢市	213	22	11		181	38		10	10	1						
42	小田原市	278	23	8		255	9			3							
43	茅ヶ崎市	90	8	3		76	17		6	9	1						
44	厚木市	264	9	3		251	45		4	6							
45	大和市	103	8	2		95	27			1							
46	新潟市	1,427	133	12		1,285	107		9	16	5						
47	長岡市	702	65	5		635	43		2	6	2						
48	上越市	932	98	16		834	24			23							
49	富山市	887	181	55		699	33		7	33	2						
50	金沢市	626	93	19		533	51			1							
51	福井市	377	98	16		275	28		4	14							
52	甲府市	295	44	11		233	33		18	3							
53	長野市	1,229	119	27		1,110	99										
54	松本市	606	44	11		560	36		2	4							
55	岐阜市	628	64	11		563	36		1	5							

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場											
	特定事業場										有害物質貯蔵指定事業場											
	総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数			②うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)			③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数			④うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)			⑤第5条 第3項 有害物 質貯蔵 指定事 業場	総数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の	総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数		②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
総数		50m ³ /日以上の 事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場 (地下 浸透分)	50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場 (地下 浸透分)	50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場 (地下 浸透分)	50m ³ /日以上の 事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場	50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場											
56	静岡市	1,082	135	23		922	46		25	13	1											
57	浜松市	907	129	38		713	35		65	18	4											
58	沼津市	925	87	20		838	16			35	6											
59	富士市	670	142	16		516	9		12	12	1											
60	名古屋市	573	67	11		363	58		143	56	9											
61	豊橋市	661	89	19		566	28		6	8	1											
62	岡崎市	360	57	6		303	28			7												
63	一宮市	405	58	3		342	42		5	4												
64	春日井市	438	70	12		368	41			15	1											
65	豊田市	853	121	28		731	23		1	13	2											
66	四日市市	891	110	17		780	15		1	36	1											
67	大津市	360	43	11		317	33			5												
68	京都市	953	7			817	69		129	26	4	18	16	2							2	
69	大阪市	694	13			60	32		621	77	20	12	12	6								
70	堺市	289	16			247	60		26	43	7	56	55	21							1	
71	岸和田市	195	8			178	45		9	5	1											
72	豊中市	87	2			68	21		17	10	2											
73	吹田市	85	2			56	10		27	10	1	7	6								1	
74	高槻市	111	1			103	17		7	5		7	6	1							1	
75	枚方市	242	37	13		204	25		1	6		12	12	4								
76	茨木市	120	1			110	41		9	4												
77	八尾市	267	4			238	48		25	5	3	2	2	1								
78	寝屋川市	128	1			118	20		9	2	1	1	1									
79	東大阪市	166	2			86	9		78	7	2	5	5	1								
80	神戸市	878	38			794	206		46	53	8	50	48	11							2	
81	姫路市	349	38			299	22		12	22	3	57	52	10							5	1
82	尼崎市	115	5			54	8		56	36	6	18	16	9							2	2
83	明石市	53	7			38	4		8	8		15	15	3								
84	西宮市	152	3			148	28		1	5	2	10	8	1							2	1
85	加古川市	216	9			204	20		3	10	1											
86	宝塚市	111				111	3			1												
87	奈良市	297	13			279	15		5	2		24	21	2							3	
88	和歌山市	722	60	4		650	30		12	13	3	72	68	7							4	
89	鳥取市	880	105	6		775	33															
90	松江市	465	55	3		410	20			2												
91	岡山市	935	52			867	42		16	21	4	78	73	14							5	
92	倉敷市	552	12			540	36			30	2	98	94	27							4	
93	広島市	960	30			893	60		37	33		35	31	7							4	
94	呉市	581	27			551	37		3	2		14	13	3							1	1
95	福山市	675	23			646	57		6	12	1	46	39	6							7	
96	下関市	576	11			565				7		39	37	13							2	
97	徳島市	671	61			603	13		7	7		49	46	8							3	1
98	高松市	1,032	25			996	42		11	9		40	35	5							5	1
99	松山市	627	25			596	36		6	5		66	62	8							4	1
100	高知市	673	95	17		575	11		3	4	1											
101	北九州市	254	8			154	18		92	59	7	49	49	23								
102	福岡市	356	26	3		215	3		115	13	5											
103	久留米市	346	39	3		294	7		13	2	2											
104	佐賀市	466	54	5		411	29		1	7												
105	長崎市	580	46			534	35			8	2											
106	佐世保市	492	65	4		427	12			2												
107	熊本市	1,093	85	13		1,008	44			11												
108	大分市	889	47			839	46		3	19	1	53	51	17							2	1
109	宮崎市	682	74	6		608	27			6	1											
110	鹿児島市	601	58	2		541	77		2	19	3											
111	那覇市	68	6	1		54	8		8													
	政令市計	56,599	5,632	892		48,629	4,214	(1)	2,338	1,473	189	933	873	210							60	9

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

号 番 号	釜 戸 野 水 池	八 郎 湖		叢 ヶ 浦			印 旛 沼			手 賀 沼			諏 訪 湖	野 尻 湖	琵琶湖				中海			宍道湖		児 島 湖			総 数		
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江市	島 根 県	松 江市	岡 山 県	岡 山 市		倉 敷 市	
1																													
1の2								1			1					2						1							7
2						8	1	6	1			1		1	2	1												21	
3						2		1						5	2					9								19	
4						11		1	1						10				1									24	
5		1				7		1							1													10	
6																													
7															1													1	
8						1																				1	2		
9						2																						2	
10		1				8		3				1	1		7													21	
11															1													1	
12						1																						1	
13																													
14																													
15																													
16						2			1						3											1		7	
17						6									2													8	
18																													
18の2						3		1												1								5	
18の3																													
19												1			27	1												29	
20																													
21															1													1	
21の2																													
21の3																													
21の4																													
22															1											1		1	
23															1	1										1		3	
23の2						1									1													2	
24																													
26						1																						1	
27						1																						1	
28						1																						1	
29																													
30																													
31																													
32																													
33						2		1							5													1	
34																												8	
35																													
36																													
37																													
38																													
38の2																													
39																													
40																													
41																													
42																													
43																													
44																													
45																													
46						1									5													6	
47						1		1							2											1		5	

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

号 番 号	釜 野 水 池		八 郎 湖				震 ケ 浦			印 旛 沼			手 賀 沼		諏 訪 湖		琵琶湖				中海			宍 道 湖			児 島 湖			総 数
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 県	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市			
48						1																							1	
49																														
50																														
51																														
51の2						3							1			1													5	
51の3						1																							1	
52											2																		6	
53													1			2	1												9	
54						5										4													10	
55						6										3							1							
56																1													1	
57																2	1												3	
58																1													5	
59						4																							1	
60																														
61										2													3						5	
62						2										1													4	
63						6							1			13							2						24	
63の2																														
63の3																														
64																														
64の2														1		5	4					1		2	1			1	15	
65		1				17	1	6					1		39	4						1	1	1				75		
66						6																				1			14	
66の2																														
66の3	5	1				18	9	1					1	4	16	5					2		3		1	3	7	76		
66の4						2		2																				6		
66の5		1				5		5								2					1							14		
66の6						16		5	1				2		23	3									2	4	2	59		
66の7						1																						2		
66の8																														
67						16	1	3				1				2						1	2				1	27		
68						1																						1	13	
68の2						2		3	1	1	2		1			2										1		3		
69						3																								
69の2																													2	
69の3										1				1																
70																														
70の2																														
71			1			25		1								2					2					1		32		
71の2						5	1	2					3			10	1				1				1	3		28		
71の3						1		2				1				2												7		
71の4								1																				1		
71の5						1										1												2		
71の6								1																				1		
72					1	84		31	8	5	6		4	15	141	1				4	9	8	36	11	5	13	10	397		
73	1					10								1	6	2				1		4	5		2	2		34		
74												1			2	1				1								5		
みなし指定地域特定施設1		1				12	6	4					2	1	15	4				2	1	2	4		6	4		64		
みなし指定地域特定施設2	1	6			1	122	2	32	6	16	13		36	24	169	11				20	6	5	19	9	5	68	22	593		
湖沼特定事業場数	7	17	1		2	434	21	120	19	26	27		57	59	543	41				41	26	24	71	28	16	105	49	1,734		
指定施設1		2				2		4						3	3						1		2					17		
指定施設2						48								1														49		
指定施設計		2				50		4						4	3						1		2					66		
準用指定施設	17	16				516	16		20					20	118						9	1	26	1		6	2	768		
総計	24	35	1		2	1,000	37	124	39	26	27		57	83	664	41				41	36	25	99	29	16	111	51	2,568		

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. みなし指定地域特定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号及び第2号に示すものである。
 3. 指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第1号及び第2号に示すものである。
 4. 準用指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第10条に示すものである。

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	64,996 (25%)	4,172	60,824
2	自動式車両洗浄施設(71)	32,269 (13%)	99	32,170
3	畜産農業(1の2)	25,166 (10%)	429	24,737
4	洗濯業(67)	19,566 (8%)	476	19,090
5	し尿処理施設(72)	10,399 (4%)	8,913	1,486
6	豆腐・煮豆製造業(17)	10,336 (4%)	253	10,083
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,523 (4%)	2,048	7,475
8	水産食料品製造業(3)	8,106 (3%)	648	7,458
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,879 (2%)	1,280	4,599
10	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場(71の2)	5,032 (2%)	475	4,557
総計		191,272 (74%)	18,793	172,479

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
1	鉍業・水洗炭業	(水)	181	61	8		120	
		(瀬)	13	9	7		4	
			194	70	15		124	
1 の 2	畜産農業	(水)	25,156	420	9		24,736	10
		(瀬)	10	9			1	
			25,166	429	9		24,737	10
2	畜産食料品製造業	(水)	2,954	542	58		2,412	23
		(瀬)	78	78	11			
			3,032	620	69		2,412	23
3	水産食料品製造業	(水)	8,045	587			7,458	
		(瀬)	61	61	2			
			8,106	648	2		7,458	
4	保存食料品製造業	(水)	4,782	486	5		4,296	1
		(瀬)	56	54	1		2	
			4,838	540	6		4,298	1
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,203	153	7		3,050	4
		(瀬)	26	25	3		1	
			3,229	178	10		3,051	4
6	小麦粉製造業	(水)	16				16	
		(瀬)						
			16				16	
7	砂糖製造業	(水)	66	39	1		27	
		(瀬)	5	5				
			71	44	1		27	
8	パン・菓子製造業	(水)	999	40			959	
		(瀬)	14	13			1	
			1,013	53			960	
9	米菓・こうじ製造業	(水)	564	58			506	2
		(瀬)	1	1				
			565	59			506	2
10	飲料製造業	(水)	4,129	470	55		3,659	25
		(瀬)	58	56	11		2	
			4,187	526	66		3,661	25
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	568	95	3		473	15
		(瀬)	5	5				
			573	100	3		473	15
12	動植物油脂製造業	(水)	307	48	1		259	12
		(瀬)	16	16	2			
			323	64	3		259	12
13	イースト製造業	(水)	11	6			5	
		(瀬)	1	1				
			12	7			5	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	88	51			37	
		(瀬)	4	4				
			92	55			37	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀬)						
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	74	12	1		62			
		(瀬)	1	1						
			75	13	1		62			
16	麵 類 製 造 業	(水)	2,707	96			2,611			
		(瀬)	22	22						
			2,729	118			2,611			
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	10,305	223	1		10,082	2		
		(瀬)	31	30			1			
			10,336	253	1		10,083	2		
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	15	2			13			
		(瀬)	1	1						
			16	3			13			
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	560	138			422	1		
		(瀬)	39	39						
			599	177			422	1		
18 の 3	たばこ製造業	(水)	11	2			9			
		(瀬)								
			11	2			9			
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,822	255	49		1,567	103		
		(瀬)	125	123	10		2			
			1,947	378	59		1,569	103		
20	洗 毛 業	(水)	21	2			19	3		
		(瀬)								
			21	2			19	3		
21	化学繊維製造業	(水)	26	19	8		7	1		
		(瀬)	14	14	8					
			40	33	16		7	1		
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	124	3			121			
		(瀬)								
			124	3			121			
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	226	13			213	1		
		(瀬)								
			226	13			213	1		
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	20	1			19			
		(瀬)	1	1						
			21	2			19			
22	木材薬品処理業	(水)	335	6	4		329	46		
		(瀬)								
			335	6	4		329	46		
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	604	288	17		316	3		
		(瀬)	81	81	7					
			685	369	24		316	3		
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,486	25	6		1,461	185		
		(瀬)	2	2	1					
			1,488	27	7		1,461	185		

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	53	16	13		37	11
		(瀬)	10	10	7			
			63	26	20		37	11
26	無機顔料製造業	(水)	33	16	9		17	4
		(瀬)	17	17	9			
			50	33	18		17	4
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	436	154	85		282	114
		(瀬)	77	77	47			
			513	231	132		282	114
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	28	8			20	1
		(瀬)	2	2				
			30	10			20	1
29	コーラール製品製造業	(水)	4				4	1
		(瀬)	4	4	3			
			8	4	3		4	1
30	発 酵 工 業	(水)	43	15	6		28	3
		(瀬)	2	2				
			45	17	6		28	3
31	メタン誘導品製造業	(水)	11	5	3		6	2
		(瀬)	1	1	1			
			12	6	4		6	2
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	44	16	11		28	8
		(瀬)	7	7	4			
			51	23	15		28	8
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	294	120	50		174	36
		(瀬)	38	37	16		1	
			332	157	66		175	36
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	16	8	7		8	2
		(瀬)	2	2	2			
			18	10	9		8	2
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	10	6	6		4	
		(瀬)	4	4	1			
			14	10	7		4	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	16	4	3		12	6
		(瀬)	2	2	1			
			18	6	4		12	6
37	その他石油化学工業	(水)	62	23	14		39	11
		(瀬)	26	26	19			
			88	49	33		39	11
38	石 け ん 製 造 業	(水)	28				28	
		(瀬)	3	3	1			
			31	3	1		28	

(注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		
			②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2				2	
		(瀬)	2				2	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	7	1	1		6	
		(瀬)	7	1	1		6	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	9	1			8	1
		(瀬)	2	2			8	1
41	香 料 製 造 業	(水)	49	10	4		39	5
		(瀬)	2	2	1		39	5
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	16	3	2		13	1
		(瀬)	1	1			13	1
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	10	4	2		6	1
		(瀬)	1	1	1		6	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	2			4	
		(瀬)	1	1			4	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	2				2	
		(瀬)	2				2	
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	456	153	100		303	87
		(瀬)	54	52	27		2	1
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	370	163	83		207	77
		(瀬)	28	27	12		1	
48	火 薬 製 造 業	(水)	6	3	2		3	2
		(瀬)	5	5	4		3	2
49	農 薬 製 造 業	(水)	28	8	5		20	12
		(瀬)	4	4	4		20	12
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	8	2	2		6	5
		(瀬)	8	2	2		6	5
51 の 2	石 油 精 製 業	(水)	22	15	7		7	1
		(瀬)	13	13	6		7	1
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	116	40	18		76	13
		(瀬)	18	18	8		76	13

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	17	5	1	12	3
		(瀬)	17	5	1	12	3
52	皮 革 製 造 業	(水)	138	8	4	130	20
		(瀬)	138	8	4	130	20
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	661	102	75 (1)	559	229
		(瀬)	5	5	3	559	229
54	セメント製品製造業	(水)	2,267	62	4	2,205	45
		(瀬)	10	7	3	3	2
55	生コンクリート製造業	(水)	4,703	335	3	4,368	106
		(瀬)	15	13		2	
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	23			23	6
		(瀬)	23			23	6
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	6	5		1	1
		(瀬)	1	1		1	1
58	窯業原料精製業	(水)	663	61	23	602	42
		(瀬)	5	5	3	602	42
59	砕 石 業	(水)	739	65		674	5
		(瀬)	8	6	1	2	
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,587	146		1,441	3
		(瀬)	9	7		2	
61	鉄 鋼 業	(水)	219	82	31	137	7
		(瀬)	43	43	22	137	7
62	非鉄金属製造業	(水)	243	70	47	173	81
		(瀬)	18	18	14	173	81
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	2,286	461	316	1,825	452
		(瀬)	58	55	37	3	2
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	2,344	516	353	1,828	454
		(瀬)	35	5		30	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	71	47	8	24	
		(瀬)	20	20	10	24	
			91	67	18	24	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	12	2		10		
		(瀬)	5	3	3	2		
			17	5	3	12		
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	686	260	15	426	12	
		(瀬)	56	43	1	13		
			742	303	16	439	12	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,723	1,128	756	4,595	1,875	
		(瀬)	156	152	101	4	2	
			5,879	1,280	857	4,599	1,877	
66	電気めっき施設	(水)	1,582	419	392	1,163	972	
		(瀬)	29	28	25	1	1	
			1,611	447	417	1,164	973	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	134	3		131	5	
		(瀬)	4	4				
			138	7		131	5	
66 の 3	旅館業	(水)	64,571	3,821	29	60,750	15	
		(瀬)	425	351		74	1	
			64,996	4,172	29	60,824	16	
66 の 4	共同調理場	(水)	1,109	235		874	1	
		(瀬)	37	36		1		
			1,146	271		875	1	
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,054	298		756	3	
		(瀬)	56	55		1		
			1,110	353		757	3	
66 の 6	飲食店	(水)	2,671	693	6	1,978		
		(瀬)	247	200		47	1	
			2,918	893	6	2,025	1	
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	60	11		49		
		(瀬)	2	2				
			62	13		49		
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	47	2		45		
		(瀬)						
			47	2		45		
67	洗濯業	(水)	19,514	425	37	19,089	1,124	
		(瀬)	52	51	2	1		
			19,566	476	39	19,090	1,124	
68	写真現像業	(水)	4,724	6	2	4,718	841	
		(瀬)	6	4	2	2	1	
			4,730	10	4	4,720	842	
68 の 2	病院	(水)	894	341	64	553	124	
		(瀬)	77	76	7	1	1	
			971	417	71	554	125	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	189	104	1	85	1	
		(瀬)	10	10				
			199	114	1	85	1	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③			
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	79	33			46		
		(瀬)	5	5					
			84	38			46		
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	37	13			24		
		(瀬)	1	1					
			38	14			24		
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	21	3			18		
		(瀬)	3	3					
			24	6			18		
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	828	7			821	6	
		(瀬)							
			828	7			821	6	
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	32,253	84			32,169	35	
		(瀬)	16	15			1		
			32,269	99			32,170	35	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,946	409	267	(1)	4,537	2,502	(3)
		(瀬)	86	66	38		20	16	
			5,032	475	305	(1)	4,557	2,518	(3)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼 却 施 設	(水)	893	51	13		842	105	
		(瀬)	12	10	3		2		
			905	61	16		844	105	
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	472	73	19		399	76	
		(瀬)	8	8	3				
			480	81	22		399	76	
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	905	38	37		867	834	
		(瀬)	5	5	4				
			910	43	41		867	834	
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	43	6	6		37	34	
		(瀬)	1	1	1				
			44	7	7		37	34	
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	9,772	8,308	75		1,464	18	
		(瀬)	627	605	8		22		
			10,399	8,913	83		1,486	18	
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,162	2,105	153		57	2	
		(瀬)							
			2,162	2,105	153		57	2	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	695	310	40		385	42	
		(瀬)	40	38	9		2		
			735	348	49		387	42	
-	し尿浄化槽（201人以上500人以下） （指定地域特定施設）	(水)	9,523	2,048	15		7,475	7	
		(瀬)							
			9,523	2,048	15		7,475	7	
合 計		(水)	250,847	27,627	3,105	(2)	223,220	10,475	(3)
		(瀬)	3,148	2,924	537		224	28	
			253,995	30,551	3,642	(2)	223,444	10,503	(3)

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
 下段は両者の合計である。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

	第5条の届出						第7条出届	第8条に基づく命令等			第6条第1項出届	第10条出届			第11条出届
	第1項	第2項	第3項		計	第5条係関		第7条係関	計	氏名等変更		使用廃止	計		
			有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設											
1	北海道	101		6	2	109	93				1	229	125	354	36
2	青森県	29			1	30	41					33	17	50	6
3	岩手県	115		3		118	31					113	99	212	23
4	宮城県	67				67	105					147	61	208	56
5	秋田県	66	1		2	69	35					66	92	158	22
6	山形県	100				100	65					139	143	282	32
7	福島県	85			4	89	40					91	68	159	16
8	茨城県	167		3	16	186	117					264	150	414	42
9	栃木県	140			3	143	54					130	73	203	16
10	群馬県	55		1	3	59	59				1	75	57	132	17
11	埼玉県	190		1	8	199	64				4	219	293	512	62
12	千葉県	127		1	7	135	100				3	335	186	521	46
13	東京都	68		25	6	99	44				3	89	110	199	8
14	神奈川県	78		1	1	80	45					86	60	146	14
15	新潟県	79			3	82	61				1	116	71	187	35
16	富山県	49				49	19					59	60	119	10
17	石川県	64			3	67	46					83	38	121	25
18	福井県	90		1	2	93	38					42	64	106	9
19	山梨県	127		4	10	141	44					123	124	247	90
20	長野県	157		3	1	161	56					130	80	210	35
21	岐阜県	119		3	4	126	53					81	64	145	23
22	静岡県	94			10	104	108					193	93	286	37
23	愛知県	230		1	6	237	240				3	334	326	660	59
24	三重県	132		1	4	137	76				3	138	111	249	34
25	滋賀県	158		2	6	166	122				1	122	102	224	16
26	京都府	117			2	119	42					97	97	194	28
27	大阪府	74		3	5	82	66				1	86	96	182	16
28	兵庫県	64			5	69	48				1	145	92	237	12
29	奈良県	26				26	8				2	32	25	57	4
30	和歌山県	106			2	108	22					56	57	113	16
31	鳥取県	20		1		21	26					40	35	75	8
32	島根県	60			2	62	31					53	101	154	18
33	岡山県	41			3	44	10				1	41	36	77	15
34	広島県	87		1	1	89	32					83	63	146	14
35	山口県	38			8	46	13					48	32	80	5
36	徳島県	58		1		59	20				2	48	40	88	17
37	香川県	83		3	2	88	23					63	88	151	22
38	愛媛県	66				66	28				3	86	146	232	51
39	高知県	41				41	11					50	36	86	16
40	福岡県	93		6	5	104	66				1	141	118	259	29
41	佐賀県	75			3	78	39					54	36	90	3
42	長崎県	82			1	83	50								
43	熊本県	113		3		116	21					60	42	102	19
44	大分県	94				94	21					49	39	88	34
45	宮崎県	74				74	45					116	84	200	34
46	鹿児島県	78			3	81	51					133	49	182	13
47	沖縄県	71				71	23					87	14	101	20
都道府県計		4,248	1	74	144	4,467	2,452				31	5,005	3,993	8,998	1,163
政令市計		1,803	1	151	96	2,051	1,248				39	2,664	2,007	4,671	394
合計		6,051	2	225	240	6,518	3,700				70	7,669	6,000	13,669	1,557

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基 づく等 計画変更命 令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条係 関	第7条係 関		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
1	札幌市			5		5	3				23	9	32	1	
2	函館市	2				2	3				8	7	15	4	
3	旭川市	1				1	2				10	1	11	1	
4	青森市	3				3	3				22	3	25		
5	八戸市	10				10	9				13	4	17	6	
6	盛岡市	10	1			11	3				19	6	25		
7	仙台市	41		3		44	29			1	153	95	248	47	
8	秋田市	16		1		17	8				20	8	28		
9	山形市	12				12	10				21	19	40	1	
10	福島市	10				10	5				11	9	20	1	
11	郡山市	19				19	18				33	13	46	2	
12	いわき市	39			4	43	46				38	24	62	9	
13	水戸市	8		1		9	3				5	7	12	1	
14	つくば市	79		4	3	86	37				29	81	110	2	
15	宇都宮市	29		2	2	33	23				18	27	45	4	
16	前橋市	11				11	3				30	8	38	3	
17	高崎市	21				21	8				25	10	35	4	
18	伊勢崎市	26				26	6				17	14	31	2	
19	太田市	8				8	6				10	11	21		
20	さいたま市	13		5		18	3				22	16	38	1	
21	川越市	5				5	14				33	7	40	2	
22	熊谷市	10				10	7				21	11	32		
23	川口市	9			2	11	7			2	11	9	20	2	
24	所沢市	7				7	3				26	12	38	3	
25	春日部市	5				5	5				6	5	11		
26	草加市	2				2					4	2	6	1	
27	越谷市	7				7	2				5	4	9	3	
28	千葉市	27		3	2	32	24				35	12	47	2	
29	市川市	5				5	7				41	11	52	8	
30	船橋市	10		1		11	11				47	25	72	3	
31	松戸市	8				8	1				12	10	22	1	
32	柏市	11		3	1	15	1				22	12	34	1	
33	市原市	17				17	11			2	30	15	45	5	
34	八王子市	19		1	2	22	9				26	38	64	6	
35	町田市	10				10	2				26	11	37	3	
36	横浜市	122		6	5	133	61				153	69	222	14	
37	川崎市	46		9	5	60	42				61	46	107	5	
38	相模原市	18				18	23				22	11	33	2	
39	横須賀市	4				4	2				12	8	20	1	
40	平塚市	18			1	19	27				33	30	63		
41	藤沢市	28		1		29	8				9	25	34	1	
42	小田原市	5				5	2				10	7	17	1	
43	茅ヶ崎市	10			3	13	11				9	8	17	1	
44	厚木市	15		1		16	12				12	13	25	2	
45	大和市	3				3					7	3	10	1	
46	新潟市	29			3	32	11				30	18	48	5	
47	長岡市	8				8	3				12	3	15	2	
48	上越市	7		1		8	13				14	5	19	3	
49	富山市	35			3	38	11				26	18	44	5	
50	金沢市	18				18	3				47	21	68	5	
51	福井市	15			2	17	4				11	13	24	1	
52	甲府市	7				7	2				8	5	13	2	
53	長野市	10				10	23				51	9	60	3	
54	松本市	14				14	5				16	9	25	3	
55	岐阜市	22				22	9				27	24	51	6	

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

	第5条の届出					第7条出届	第8条に基づく命令等			第6条第1項出届	第10条出届			第11条出届	
	第1項	第2項	第3項		計		第5条係関	第7条係関	計		氏名等変更	使用廃止	計		
			有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設											
56	静岡市	22			1	23	15					42	16	58	10
57	浜松市	32		6	1	39	53			2		61	45	106	15
58	沼津市	6				6	15					12	13	25	4
59	富士市	16		1		17	29					19	21	40	1
60	名古屋市	29		3	2	34	35			7		53	56	109	8
61	豊橋市	17			4	21	22					29	17	46	17
62	岡崎市	30				30	11					30	26	56	6
63	一宮市	10				10	2					37	11	48	5
64	春日井市	9			1	10	5					38	12	50	3
65	豊田市	41			3	44	64					49	75	124	7
66	四日市市	37			2	39	44					31	25	56	5
67	大津市	23				23	7					12	19	31	3
68	京都市	19		28	2	49	20			16		35	46	81	1
69	大阪市	13		14	5	32	15			6		52	41	93	6
70	堺市	4		4	4	12	7					21	7	28	6
71	岸和田市	2				2						8	3	11	
72	豊中市	12		6	2	20	6					6	13	19	
73	吹田市	43		7	3	53	26					9	38	47	
74	高槻市	6		1	1	8	9					7	8	15	1
75	枚方市	7				7	6					13	11	24	2
76	茨木市	13		1		14	8					11	15	26	1
77	八尾市	4		1	1	6	3					7	8	15	1
78	寝屋川市	3				3	2					4	2	6	4
79	東大阪市			2		2	2						1	1	
80	神戸市	37		1	2	40						35	28	63	2
81	姫路市	15		1	4	20	8					21	18	39	2
82	尼崎市	4		11	1	16	8					17	15	32	1
83	明石市	11			1	12	14					20	15	35	2
84	西宮市	7				7	1					16	15	31	1
85	加古川市	5				5	4			1		11	5	16	2
86	宝塚市	2				2	2					2		2	
87	奈良市	9				9	1					8	5	13	2
88	和歌山市	9		1	1	11	9					24	21	45	4
89	鳥取市	15				15	7					20	17	37	5
90	松江市	21				21	14					17	11	28	2
91	岡山市	33		4	2	39	16					53	56	109	10
92	倉敷市	15			5	20	11					18	15	33	1
93	広島市	27		2		29	25					30	21	51	7
94	呉市	9				9	8					19	3	22	4
95	福山市	20			1	21	7					15	21	36	2
96	下関市	4			2	6	1					7	1	8	
97	徳島市	10				10	2					19	16	35	6
98	高松市	17				17	5					21	15	36	13
99	松山市	5				5	10					26	9	35	
100	高知市	11				11						7	7	14	
101	北九州市	6		6	2	14	15			1		30	8	38	
102	福岡市	3		2		5	7			1		25	19	44	3
103	久留米市	6		1		7	2					3	6	9	1
104	佐賀市	19			1	20	8					20	18	38	2
105	長崎市	25				25	18					44	97	141	5
106	佐世保市	6				6	4					16	24	40	3
107	熊本市	22			1	23	10					23	12	35	2
108	大分市	20		1		21	6					34	14	48	6
109	宮崎市	27			2	29	8					13	35	48	3
110	鹿児島市	29			1	30	7					19	30	49	5
111	那覇市	12				12						3		3	
政令市計		1,803	1	151	96	2,051	1,248			39		2,664	2,007	4,671	394

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

											立入検査（第22条第1項）								
	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 （第14条の3）		要請 （第23条第3項）		立入検査事業場数								
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	昼間 立入	（うち第5 条第2項 に係るも の）	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	（うち第5 条第2項 に係るも の）	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計		
																	（うち第5 条第2項 に係るも の）	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち、瀬戸内 海海上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの
1	北海道									635		36	1			636		36	
2	青森県									244						244			
3	岩手県									455		103	1			456		103	
4	宮城県									395	3					395	3		
5	秋田県									557		2				557		2	
6	山形県									470						470			
7	福島県									304		57				304		57	
8	茨城県									671		154				671		154	
9	栃木県	1				1				260		152				260		152	
10	群馬県									284		54				284		54	
11	埼玉県	1								1,172		307	1			1,173		307	
12	千葉県									655		74				655		74	
13	東京都									261		73				261		73	
14	神奈川県									96		43				96		43	
15	新潟県									345		87	8		2	353		89	
16	富山県									93		26				93		26	
17	石川県									168		62				168		62	
18	福井県									163	1	24				163	1	24	
19	山梨県									354		84				354		84	
20	長野県									603		154				603		154	
21	岐阜県									592		221				592		221	
22	静岡県									365		79	9			374		79	
23	愛知県									1,673		325				1,673		325	
24	三重県									503		81				503		81	
25	滋賀県									266		49				266		49	
26	京都府									192		60				192		60	72
27	大阪府									603		142				603		142	57
28	兵庫県									225		29				225		29	22
29	奈良県									158						158			70
30	和歌山県									81		41				81		41	32
31	鳥取県									119						119			
32	島根県									130		13				130		13	
33	岡山県									372		37				372		37	186
34	広島県									477		12				477		12	119
35	山口県									349		20				349		20	222
36	徳島県									161		20				161		20	63
37	香川県									548		19				548		19	142
38	愛媛県									306		11				306		11	72
39	高知県									184						184			
40	福岡県	1								334		47				334		47	13
41	佐賀県									179		42				179		42	
42	長崎県									1,048						1,048			
43	熊本県									226		37				226		37	
44	大分県									365		23				365		23	93
45	宮崎県									399		56				399		56	
46	鹿児島県	1								237						237			
47	沖縄県									104		1				104		1	
都道府県計		4			1					18,381	4	2,857	20		2	18,401	4	2,859	1,163
政令市計										9,586		2,048	418		14	10,004		2,062	1,715
合計		4			1					27,967	4	4,905	438		16	28,405	4	4,921	2,878

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域							地下水										
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容							
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	排水の 一時停 止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結果 の保存	地下水 の浄化	その他	合計
1	北海道	21	175	196	20		44	141	205		1	1						1	1
2	青森県	50	52	102	24		4	81	109										
3	岩手県	30	46	76	31		27	19	77		1	1						1	1
4	宮城県	42	61	103	14		15	76	105	1		1						1	1
5	秋田県	23	121	144	26	1	26	91	144		1	1				1			1
6	山形県	8	153	161	14	1	4	154	173		3	3			1			2	3
7	福島県	16	82	98	23		17	62	102		1	1			1			1	2
8	茨城県	160	181	341	58		31	256	345	2	34	36	2		2	9		23	36
9	栃木県	63	6	69	2		20	70	92										
10	群馬県	22	89	111	21	3	34	71	129	5	19	24	12	2	22	21		6	63
11	埼玉県	78	379	457	46	1	76	362	485	4	43	47			7	19		31	57
12	千葉県	64	176	240	88		58	110	256	1	34	35	3		4	11		17	35
13	東京都	4	39	43	11			32	43		22	22			1	2		22	25
14	神奈川県	1	4	5	1			4	5	3	14	17	5		7	2		15	29
15	新潟県	25	20	45	26		31	8	65	3	6	9			2	7		1	10
16	富山県		15	15	3		2	10	15										
17	石川県	1		1				1	1										
18	福井県	4	10	14	4		6	8	18		5	5			2	3			5
19	山梨県	21	193	214	40		38	175	253		7	7			3	3		1	7
20	長野県	61	60	121	43	2	15	80	140	6	10	16				11		19	30
21	岐阜県	1	39	40			1	39	40										
22	静岡県	5	47	52	5		6	43	54		40	40				40			40
23	愛知県	93	1024	1117	37		3	1255	1295	5	133	138			125	61			186
24	三重県	27	203	230	27		23	200	250										
25	滋賀県	52	17	69	4		8	57	69	17	9	26			9	6	1	10	26
26	京都府	11		11	11				11										
27	大阪府	46	101	147	34		31	92	157		24	24			3	6		15	24
28	兵庫県	4	21	25	4		10	11	25		5	5			1	4	1		6
29	奈良県	21	21	42	28			14	42		1	1			1				1
30	和歌山県	3	92	95		1	9	85	95		18	18			6	9		5	20
31	鳥取県	14	4	18	14		2	2	18										
32	島根県	33	3	36			6	43	49	4		4			2	2			4
33	岡山県	52	12	64	47		3	19	69	1		1			1				1
34	広島県	50		50	22			28	50										
35	山口県	16	7	23	8		3	15	26										
36	徳島県	4	3	7	4			3	7		6	6				2		4	6
37	香川県	9	23	32	5			28	33										
38	愛媛県	3	24	27	5		14	8	27										
39	高知県	3	26	29	9		8	12	29										
40	福岡県	17	17	34	5		17	12	34										
41	佐賀県	10	18	28	18		1	9	28										
42	長崎県	25	2	27	17		6	4	27										
43	熊本県	3	4	7	5			2	7										
44	大分県	7	9	16	11			5	16										
45	宮崎県	13	15	28	26			2	28										
46	鹿児島県	31	1	32	31		1		32										
47	沖縄県	7	59	66	16		3	47	66										
都道府県計		1,254	3,654	4,908	888	9	603	3,846	5,346	52	437	489	22	2	199	220	2	175	620
政令市計		555	533	1,088	552	8	116	451	1,127	39	159	198	3		42	115		72	232
合計		1,809	4,187	5,996	1,440	17	719	4,297	6,473	91	596	687	25	2	241	335	2	247	852

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(3)

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数									
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
1	札幌市										50						50			
2	函館市										10		2				10		2	
3	旭川市										45						45			
4	青森市										60		3				60		3	
5	八戸市										73			27			100			
6	盛岡市										34		9				34		9	
7	仙台市										80		16				80		16	
8	秋田市										70			8			78			
9	山形市										58		29				58		29	
10	福島市										74		4				74		4	
11	郡山市										80		35				80		35	
12	いわき市										145		3				145		3	
13	水戸市										9		4				9		4	
14	つくば市										9		3				9		3	
15	宇都宮市										96		32				96		32	
16	前橋市										98						98			
17	高崎市										136		64				136		64	
18	伊勢崎市										71		42				71		42	
19	太田市										50		1				50		1	
20	さいたま市										118						118			
21	川越市										183		56				183		56	
22	熊谷市										94						94			
23	川口市										124		5				124		5	
24	所沢市										52		6				52		6	
25	春日部市										26		1				26		1	
26	草加市										14		3				14		3	
27	越谷市										125		24				125		24	
28	千葉市										91		1				91		1	
29	市川市										102		6				102		6	
30	船橋市										154		5				154		5	
31	松戸市										24		13				24		13	
32	柏市										30						30			
33	市原市										127		6				127		6	
34	八王子市										28		1				28		1	
35	町田市										35		14				35		14	
36	横浜市										425		70				425		70	
37	川崎市										115		12	2			117		12	
38	相模原市										73						73			
39	横須賀市										22		17				22		17	
40	平塚市										21		8				21		8	
41	藤沢市										52		1				52		1	
42	小田原市										32		2				32		2	
43	茅ヶ崎市										11						11			
44	厚木市										8						8			
45	大和市										20						20			
46	新潟市										214		9	1			215		9	
47	長岡市										56		1	1			57		1	
48	上越市										110						110			
49	富山市										212		4				212		4	
50	金沢市										118		59	4		1	122		60	
51	福井市										92		3				92		3	
52	甲府市										7						7			
53	長野市										62		3				62		3	
54	松本市										78		24				78		24	
55	岐阜市										66		46				66		46	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域							地下水										
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容							
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下水浸水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
1	札幌市	3		3	3			3		18	18				9	9			18
2	函館市		2	2	2			2											
3	旭川市	2		2	2			2											
4	青森市	5	18	23	5		17	1	23										
5	八戸市	8	7	15			4	12	16										
6	盛岡市	5	3	8			1	7	8		1	1					1		1
7	仙台市	4	4	8	8				8										
8	秋田市	1	1	2	1			1	2										
9	山形市	1	8	9	2			7	9		1	1			1				1
10	福島市	4	6	10	5		2	3	10										
11	郡山市		3	3	3				3										
12	いわき市	7	11	18	7		7	4	18										
13	水戸市	3		3	3				3										
14	つくば市	4		4	2		2		4										
15	宇都宮市	3		3	3				3										
16	前橋市	6		6	4			2	6										
17	高崎市	7		7	7				7										
18	伊勢崎市	17	33	50	30	2	6	17	55										
19	太田市		12	12	12				12										
20	さいたま市	10		10	10				10										
21	川越市	17		17	17				17										
22	熊谷市	6	6	12	6			6	12										
23	川口市	19	2	21	20	1			21	2		2				2			2
24	所沢市	5	18	23			2	21	23		5	5				1		4	5
25	春日部市	3	1	4	3		1		4										
26	草加市	3	1	4	4				4										
27	越谷市	23		23	23				23										
28	千葉市	6	1	7	6			1	7										
29	市川市	8	10	18	8		10		18										
30	船橋市	11		11				11	11										
31	松戸市		3	3	3				3										
32	柏市	2		2	2				2										
33	市原市	11		11	11				11										
34	八王子市		2	2				2	2										
35	町田市	2		2	2				2										
36	横浜市	2	1	3	2			1	3		29	29				29			29
37	川崎市	4	13	17	10			7	17	4	5	9						9	9
38	相模原市		20	20	17	5			22										
39	横須賀市	1	4	5	1		4		5		4	4				4			4
40	平塚市	6		6				6	6										
41	藤沢市	2		2				2	2	1		1			1				1
42	小田原市		2	2				2	2		1	1				1			1
43	茅ヶ崎市																		
44	厚木市																		
45	大和市		3	3	3				3										
46	新潟市	10		10				10	10										
47	長岡市	3		3	3				3		1	1			1				1
48	上越市	2	1	3	3				3										
49	富山市	13	4	17	17				17										
50	金沢市	5		5	5				5										
51	福井市	2	7	9	9				9										
52	甲府市		1	1				1	1										
53	長野市	1	4	5	1			4	5										
54	松本市	1	2	3	1		2		3		1	1							1
55	岐阜市	2	11	13			2	11	13					1					

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(5)

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数									
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海面上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの																		
56	静岡市										57		5				57		5	
57	浜松市										115		57				115		57	
58	沼津市										29						29			
59	富士市										71			54			125			
60	名古屋										379		217	8			387		217	
61	豊橋市										96		7				96		7	
62	岡崎市										56						56			
63	一宮市										177		26				177		26	
64	春日井市										54			2			56			
65	豊田市										99		30				99		30	
66	四日市市										73						73			
67	大津市										62		13				62		13	
68	京都市										71		42				71		42	8
69	大阪市										649		612	13		13	662		625	38
70	堺市										126		35				126		35	56
71	岸和田市										31						31			
72	豊中市										21		6				21		6	
73	吹田市										40		23				40		23	8
74	高槻市										77		20				77		20	26
75	枚方市										34						34			12
76	茨木市										25		16				25		16	
77	八尾市										67		2				67		2	5
78	寝屋川市										42		25				42		25	1
79	東大阪市										10						10			4
80	神戸市										130		36				130		36	74
81	姫路市										166		14	4			170		14	78
82	尼崎市										193						193			139
83	明石市										101		14				101		14	56
84	西宮市										52						52			6
85	加古川市										72		1				72		1	47
86	宝塚市										10						10			
87	奈良市										4		1				4		1	
88	和歌山市										159			229			388			308
89	鳥取市										33						33			
90	松江市										3						3			
91	岡山市										253		15				253		15	125
92	倉敷市										239		6	25			264		6	211
93	広島市										114		25				114		25	51
94	呉市										51		5				51		5	25
95	福山市										53		6	5			58		6	39
96	下関市										32		2	3			35		2	20
97	徳島市										85		29				85		29	50
98	高松市										139		23				139		23	41
99	松山市										93			6			99			48
100	高知市										16						16			
101	北九州市										151		41	9			160		41	127
102	福岡市										46		13				46		13	
103	久留米市										32		6				32		6	
104	佐賀市										43		7				43		7	
105	長崎市										40						40			
106	佐世保市										70						70			
107	熊本市										31						31			
108	大分市										171			17			188			112
109	宮崎市										36		6				36		6	
110	鹿児島市										138		15				138		15	
111	那覇市																			
	政令市計	0									9,586		2,048	418		14	10,004		2,062	1,715

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の 一時停止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他	合計
56	静岡市	31	17	48	20		24	16	60										
57	浜松市	4	44	48	4		15	32	51					13	15				28
58	沼津市																		
59	富士市	2		2	1			6	7										
60	名古屋	4	8	12	2			10	12	2	30	32		10	11			21	42
61	豊橋市	13	48	61	61				61										
62	岡崎市	1		1	1				1										
63	一宮市	6	49	55	6			49	55										
64	春日井	6	6	12	6		1	5	12	1	6	7			6			1	7
65	豊田市	3	18	21	3			18	21										
66	四日市		3	3				3	3		1	1						1	1
67	大津市	8		8				8	8										
68	京都市	1		1				1	1	1		1						1	1
69	大阪市	1		1	1				1										
70	堺市	7	12	19	7			13	20										
71	岸和田	3		3	3				3										
72	豊中市																		
73	吹田市	1	5	6				6	6	1	4	5			1			4	5
74	高槻市	2	22	24	6			20	26		2	2			2				2
75	枚方市																		
76	茨木市										12	12		1	6			5	12
77	八尾市	28		28	28				28										
78	寝屋川	34		34				34	34	8		8		2	2			6	10
79	東大阪																		
80	神戸市	9		9	8			1	9										
81	姫路市	2		2				2	2										
82	尼崎市	1		1				2	2										
83	明石市																		
84	西宮市	2		2				2	2										
85	加古川		7	7	1			6	7										
86	宝塚市																		
87	奈良市																		
88	和歌山	2		2	2				2										
89	鳥取市		5	5	1		8		9										
90	松江市	1		1	1				1										
91	岡山市	30	15	45	18			27	45	19	1	20	3		3	7		17	30
92	倉敷市	20		20	20				20										
93	広島市	2		2	2				2										
94	呉市	1		1	1				1										
95	福山市	4	4	8	7			2	9										
96	下関市	2	2	4	2			2	4										
97	徳島市		4	4	4				4										
98	高松市	15		15	15				15										
99	松山市	5	4	9				9	9										
100	高知市		3	3			3		3										
101	北九州市	3	4	7				7	7										
102	福岡市	2	2	4	2			2	4										
103	久留米	3	3	6	3		2	1	6										
104	佐賀市	5	6	11	1		2	10	13		5	5			4			3	7
105	長崎市		1	1			1		1										
106	佐世保	8		8				8	8										
107	熊本市	3	1	4	4				4										
108	大分市	2	1	3	3				3										
109	宮崎市	1	14	15	5			10	15										
110	鹿児島	17		17	17				17		14	14			14				14
111	那覇市																		
	政令市計	555	533	1,088	552	8	116	451	1,127	39	159	198	3		42	115		72	232

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(7)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	北海道	2	42	44	40	1	3		44							
2	青森県	2	2	4	4				4							
3	岩手県		27	27	26		1		27							
4	宮城県	12	3	15	14	2	3		19							
5	秋田県		26	26	26				26							
6	山形県		4	4	4				4							
7	福島県		10	10	10				10							
8	茨城県	5	26	31	23	5	3		31							
9	栃木県	19	1	20	15	5			20							
10	群馬県	4	28	32	32	1	1		34							
11	埼玉県	23	53	76	69		7		76							
12	千葉県		58	58	31	7	20		58							
13	東京都															
14	神奈川県															
15	新潟県	8	23	31	28	1	2		31							
16	富山県		2	2	2				2							
17	石川県															
18	福井県		2	2	2	2	2		6							
19	山梨県		38	38	38				38							
20	長野県	9	6	15	15				15							
21	岐阜県		1	1	1				1							
22	静岡県		6	6	6				6							
23	愛知県		3	3	3				3							
24	三重県		23	23	10	7	6		23							
25	滋賀県	5	3	8	8				8							
26	京都府															
27	大阪府	11	20	31	28	1	2		31							
28	兵庫県		2	2	2				2							
29	奈良県															
30	和歌山県		9	9	9				9							
31	鳥取県		1	1	1				1							
32	島根県	6		6	6				6							
33	岡山県	3		3	3				3							
34	広島県															
35	山口県	3		3	3				3							
36	徳島県															
37	香川県															
38	愛媛県	1	13	14	14				14							
39	高知県		8	8	8				8							
40	福岡県		17	17	17				17							
41	佐賀県		1	1	1				1							
42	長崎県		6	6	6				6							
43	熊本県															
44	大分県															
45	宮崎県															
46	鹿児島県		1	1	1				1							
47	沖縄県		3	3	3				3							
都道府県計		113	468	581	509	32	50		591							
政令市計		17	99	116	98	6	14		118							
合計		130	567	697	607	38	64		709							

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(8)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	札幌市															
2	函館市															
3	旭川市															
4	青森市		17	17	17			17								
5	八戸市	2	2	4	4			4								
6	盛岡市		1	1	1			1								
7	仙台市															
8	秋田市															
9	山形市															
10	福島市		2	2	2			2								
11	郡山市															
12	いわき市		7	7	7			7								
13	水戸市															
14	つくば市	2		2	2			2								
15	宇都宮市															
16	前橋市															
17	高崎市															
18	伊勢崎市		6	6	6			6								
19	太田市															
20	さいたま市															
21	川越市															
22	熊谷市															
23	川口市															
24	所沢市	1	1	2			2	2								
25	春日部市		1	1	1			1								
26	草加市															
27	越谷市															
28	千葉市															
29	市川市		10	10			10	10								
30	船橋市															
31	松戸市															
32	柏市															
33	市原市															
34	八王子市															
35	町田市															
36	横浜市															
37	川崎市															
38	相模原市															
39	横須賀市		4	4	4			4								
40	平塚市															
41	藤沢市															
42	小田原市															
43	茅ヶ崎市															
44	厚木市															
45	大和市															
46	新潟市															
47	長岡市															
48	上越市															
49	富山市															
50	金沢市															
51	福井市															
52	甲府市															
53	長野市															
54	松本市		2	2	2			2								
55	岐阜市	2		2	2			2								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（9）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
56	静岡市	10	14	24	22	4			26							
57	浜松市		15	15	15				15							
58	沼津市															
59	富士市															
60	名古屋															
61	豊橋市															
62	岡崎市															
63	一宮市															
64	春日井市		1	1	1				1							
65	豊田市															
66	四日市市															
67	大津市															
68	京都市															
69	大阪市															
70	堺市															
71	岸和田市															
72	豊中市															
73	吹田市															
74	高槻市															
75	枚方市															
76	茨木市															
77	八尾市															
78	寝屋川市															
79	東大阪市															
80	神戸市															
81	姫路市															
82	尼崎市															
83	明石市															
84	西宮市															
85	加古川市															
86	宝塚市															
87	奈良市															
88	和歌山市															
89	鳥取市		8	8	4	2	2		8							
90	松江市															
91	岡山市															
92	倉敷市															
93	広島市															
94	呉市															
95	福山市															
96	下関市															
97	徳島市															
98	高松市															
99	松山市															
100	高知市		3	3	3				3							
101	北九州市															
102	福岡市															
103	久留米市		2	2	2				2							
104	佐賀市		2	2	2				2							
105	長崎市		1	1	1				1							
106	佐世保市															
107	熊本市															
108	大分市															
109	宮崎市															
110	鹿児島市															
111	那覇市															
政令市計		17	99	116	98	6	14		118							

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産食料品製造業（2）	1	水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）
ガラス・ガラス製品製造業（53）	1	ふっ素及びその化合物
し尿処理施設（72）	1	大腸菌群数
指定地域特定施設	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）

○一時停止命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産食料品製造業（2）	1	水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等 違反 (第30条)	その他水質 汚濁防止法 違反	事故時の措置 (第14条の2)						緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項			第4項
				公共用 水 域	地下 水	公共用 水 域	地下 水	公共用 水 域	地下 水		応急措置 命 令
1	北海道			6				14	10		
2	青森県			3				3			
3	岩手県			1	1						
4	宮城県							4	1		
5	秋田県			1							
6	山形県			4				9			
7	福島県			2		1		3			
8	茨城県			1				2			
9	栃木県										
10	群馬県			6				1			
11	埼玉県			6				2			
12	千葉県			4				1			
13	東京都								1		
14	神奈川県			3				1			
15	新潟県			8	1			9	1		
16	富山県						1	6			
17	石川県			1							
18	福井県							1	1		
19	山梨県			1				2	1		
20	長野県			4				4			
21	岐阜県			3				6			
22	静岡県							2			
23	愛知県			9		2		8			
24	三重県			2							
25	滋賀県			7		2		1			
26	京都府			1				8			
27	大阪府			4		1		4			
28	兵庫県				1			2			
29	奈良県			4				1			
30	和歌山県										
31	鳥取県			4					1		
32	島根県										
33	岡山県			7				3			
34	広島県							3			
35	山口県			5		2		2			
36	徳島県							2			
37	香川県			3				1			
38	愛媛県			1		1		2			
39	高知県										
40	福岡県			3				12			
41	佐賀県			1				6			
42	長崎県	1									
43	熊本県			1		1		4	1		
44	大分県			1							
45	宮崎県										
46	鹿児島県			1	1	1		3			
47	沖縄県										
都道府県計		1		108	4	11	1	132	17		
政令市計		2		90	3	9	9	55	51		
合計		3		198	7	20	10	187	68		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	札幌市									47	
2	函館市										
3	旭川市										
4	青森市										
5	八戸市										
6	盛岡市										
7	仙台市			3							
8	秋田市			1				1			
9	山形市							1			
10	福島市										
11	郡山市										
12	いわき市										
13	水戸市										
14	つくば市										
15	宇都宮市										
16	前橋市										
17	高崎市			2		1		1			
18	伊勢崎市			3				1			
19	太田市										
20	さいたま市			3	1						
21	川越市										
22	熊谷市										
23	川口市			1							
24	所沢市										
25	春日部市										
26	草加市										
27	越谷市										
28	千葉市			4							
29	市川市										
30	船橋市										
31	松戸市										
32	柏市										
33	市原市										
34	八王子市										
35	町田市			1							
36	横浜市			1			1	2	1		
37	川崎市			12			4	1	1		
38	相模原市										
39	横須賀市										
40	平塚市										
41	藤沢市										
42	小田原市										
43	茅ヶ崎市										
44	厚木市										
45	大和市										
46	新潟市			2		1		1			
47	長岡市					2		1			
48	上越市			3				1			
49	富山市										
50	金沢市										
51	福井市							2			
52	甲府市							2			
53	長野市										
54	松本市							4			
55	岐阜市										

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
56	静岡市				3					10		
57	浜松市				1					1		
58	沼津市											
59	富士市				9					1		
60	名古屋	1										
61	豊橋市				1					2		
62	岡崎市						1			1		
63	一宮市											
64	春日井市											
65	豊田市				3		1			1		
66	四日市市							1				
67	大津市											
68	京都					1				1		
69	大阪											
70	堺市											
71	岸和田市											
72	豊中市				2							
73	吹田市											
74	高槻市						1			2		
75	枚方市											
76	茨木市											
77	八尾市				1							
78	寝屋川市											
79	東大阪市											
80	神戸市											
81	姫路市				2							
82	尼崎市				7							
83	明石市											
84	西宮市											
85	加古川市											
86	宝塚市											
87	奈良市											
88	和歌山市											
89	鳥取市											
90	松江市				3							
91	岡山市				2							
92	倉敷市				1	1	2	3	4	1		
93	広島市				1				1			
94	呉市											
95	福山市				1							
96	下関市								1	1		
97	徳島市				2							
98	高松市				1				1			
99	松山市				1							
100	高知市				1							
101	北九州市	1			3				1			
102	福岡市				1							
103	久留米市								3			
104	佐賀市				2							
105	長崎市				2							
106	佐世保市								1			
107	熊本市				2				1			
108	大分市				1				5			
109	宮崎市				1							
110	鹿児島市											
111	那覇市											
政令市計	2				90	3	9	9	55	51		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
水産食料品製造業（3）	1
金属製品・機械器具製造業（63）	1
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1

物質・項目別内訳

違反物質・項目	件数
水素イオン濃度	1
化学的酸素要求量	2
浮遊物質	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	460						15			4,283
	千葉県	158						13			1,888
	東京都	70						7			1,141
	神奈川県	2						2			144
	都府県計	690						37			7,456
	政令市計	657					2 (2)	58			6,151
	合計	1,347					2 (2)	95			13,607
伊 勢 湾	岐阜県	721						5			5,977
	愛知県	1,067			39 (22)			30			6,540
	三重県	571						3			3,714
	都府県計	2,359			39 (22)			38			16,231
	政令市計	636						23			4,159
	合計	2,995				39 (22)		61			20,390
瀬 戸 内 海	京都府	131						7			1,404
	大阪府	260						12			1,505
	兵庫県	545						17			3,858
	奈良県	363						2			2,017
	和歌山県	148						1			1,120
	岡山県	331						12			2,563
	広島県	357						5			2,663
	山口県	374						17			2,543
	徳島県	252						16			3,042
	香川県	267						7			2,262
	愛媛県	327						17			2,895
	福岡県	84						1			432
	大分県	296						5			3,223
	都府県計	3,735						119			29,527
	政令市計	1,488						74			12,033
合計	5,223						193			41,560	
都府県合計	6,784				39 (22)			194			53,214
政令市合計	2,781					2 (2)		155			22,343
合計	9,565				39 (22)	2 (2)		349			75,557

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場					
						その他					
東 京 湾	さいたま市	59									744
	川越市	31									313
	熊谷市	56									274
	川口市	18						14			259
	所沢市	17									129
	春日部市	20						1			292
	草加市	5									112
	越谷市	20						1			307
	千葉市	30						12			615
	市川市	73									302
	船橋市	46						2			249
	松戸市	32						1			239
	柏市	6									17
	市原市	84						8			382
	八王子市	17					2 (2)	1			375
	町田市	9									177
	横浜市	66						7			905
	川崎市	58						10			446
横須賀市	10						1			14	
政令市計	657					2 (2)	58			6,151	
伊 勢 湾	岐阜市	64									564
	名古屋市	67						9			506
	豊橋市	89									565
	岡崎市	57									303
	一宮市	58									342
	春日井市	70						2			368
	豊田市	121						2			731
	四日市市	110						10			780
	政令市計	636						23			4,159
瀬 戸 内 海	京都市	23									812
	大阪市	25						2			16
	堺市	71						6			253
	岸和田市	13									178
	豊中市	2									68
	吹田市	7									57
	高槻市	7									111
	枚方市	21									101
	茨木市	3									110
	八尾市	6									238
	寝屋川市	2									119
	東大阪市	6									86
	神戸市	86						2			796
	姫路市	90						7			319
	尼崎市	21						3			
	明石市	19									39
	西宮市	10						3			152
	加古川市	26						4			204
	宝塚市	7									104
	奈良市	33									273
	和歌山市	127						4			653
岡山市	145						6			926	
倉敷市	112						7			566	
広島市	61						4			897	
呉市	40									552	
福山市	62									660	
下関市	54						3			544	
徳島市	107						4			606	
高松市	60						4			1,001	
松山市	87						6			600	
北九州市	57						7			148	
大分市	98						2			844	
政令市計	1,488						74			12,033	
政令市合計	2,781					2 (2)	155			22,343	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	4	4			5	5								13	6	19		
大阪府	16	13		3	27	26		1						24	13	37	1	
兵庫県	17	12		5	28	24		4				13		48	28	76	3	
奈良県	2	2			2	2								5	1	6	1	
和歌山県	5	5			5	5								10	5	15		
岡山県	10	9		1	11	10		1					1	18	12	30	6	
広島県	3	3			19	19							2	27	10	37		
山口県	24	21		3	48	46		2						47	15	62	1	
徳島県	20	18		2	24	23		1						26	18	44	2	
香川県	9	9			21	21						6		17	12	29	4	
愛媛県	17	17			31	31								29	21	50	6	
福岡県	3	3			5	5								2	3	5	1	
大分県	16	15		1	9	9								16	2	18		
都道府県計	146	131		15	235	226		9					22	282	146	428	25	
京都市														3		3		
大阪市	4	4			2	2								5	3	8		
堺市	7	7			9	9								7	4	11	1	
豊中市																		
高槻市	3	2		1	4	3		1						4	2	6		
枚方市	5	4		1	5	5								3	2	5		
八尾市															1	1		
寝屋川市																		
東大阪市																		
神戸市	6	5		1	9	9												
姫路市	5	3		2	5	4		1						8	4	12	2	
尼崎市	3	3			2	2							1	4	9	13		
明石市	2	2			1	1							1	1	3	4		
西宮市																		
奈良市	1	1												2		2		
和歌山市	3	3			6	6												
岡山市	3	2		1	10	10							3	11	5	16	2	
倉敷市	9	9			17	17						1		13	20	33		
広島市	3	3			4	4								3	1	4		
呉市					1	1								2		2	1	
福山市	3	3			8	8								1	2	3	1	
下関市	6	6			12	12								8	4	12		
徳島市	4	4			5	5							1	4	3	7		
高松市	1	1			4	4								8	3	11	2	
松山市	2	2			6	6							1	9		9	1	
北九州市	5	5			13	13								21	7	28	2	
大分市	11	11			9	9								3	12	26		
政令市計	86	80		6	132	130		2				1	10	131	85	216	12	
合計	232	211		21	367	356		11				1	32	413	231	644	37	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

施設区分(*1)	釜戸ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼		手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数				
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県	岡山市		倉敷市			
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)		4		20	45	5	2	5			2	130	9				1		1	22		5	23	274				
			(2)													1												1			
			(3)																					3					3		
		第7条届出	(1)		2		18	17	11	2	3					5	105	4			2		1	8			10		188		
			(2)				2		2								3												7		
			(3)																					1					1		
		第8条計画変更等	(第5条関係)	(1)																											
				(2)																											
				(3)																											
	計	(第7条関係)	(1)																												
			(2)																												
			(3)																												
	第6条届出	計	(1)																												
			(2)																												
			(3)																												
	湖沼法	第10条届出	氏名等変更	(1)	1	3		54	15	19		7	2		4	5	72	1			4		1	6		4	31	229			
				(2)				9		9		1				3	1	5				3					2	3	36		
				(3)																					3	1			4		
		使用廃止	(1)		5		33	50	11	1	2	2		2	1	80	11				2		1	30		2	28	261			
			(2)				3					1				1	1				4	1		1			7	19			
			(3)		2																			6				8			
		第11条届出	計	(1)	1			5	2	1	1	1	1				11	1						2			1	27			
				(2)				1										2									6	9			
				(3)																					2	1		3			
第8条(計画変更命令等)																															
第10条(改善命令等)																															
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																				1					1				
		第16条届出																													
		第17条第1項届出																													
		第17条第2項届出	氏名等変更																												
		使用廃止																													
		第18条届出																													
第20条(改善命令等)	第1項																														
第2項																															
立入検査数	昼間立入件数	1	31		145		4	84	11	20				31						16				4	56	403					
	夜間立入件数																														
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかわる指導(*2)	内容	文書	3		48	1	8	1	2			5	11	10					3	2	8			3		105				
			口頭	4		42		28							5	3						1						83			
			処理施設の改善	3		15	1	5	1					5	8	1					3					3		45			
			排水の一時停止	1																									1		
	その他	3		76		31		2					8	12							2	13				147					
湖沼法第24条による指導	文書																														
口頭																															

(注) *1: 施設区分 (1): 湖沼特定施設 (2), (3)を除く)、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設
 *2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成29年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	262, 635	262, 233	261, 251	258, 250
ア 全特定事業場数	262, 187	261, 765	260, 815	257, 806
① 50m ³ /日以上 うち有害物質使用特定事業場	31, 441 3, 694(1)	31, 195 3, 701(2)	30, 749 3, 717(2)	30, 551 3, 642(2)
② 50m ³ /日未満 うち有害物質使用特定事業場	226, 888 10, 764(1)	226, 631 10, 636(1)	226, 259 10, 570(4)	223, 444 10, 503(3)
③第5条第3項	3, 908	3, 939	3, 807	3, 811
イ 有害物質貯蔵指定事業場数 うち有害物質貯蔵指定施設のみ	3, 766 448	3, 837 468	3, 901 436	3, 873 444
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業(64, 123) 2. 自動式車両洗浄施設 (31, 637) 3. 畜産農業(26, 447)	1. 旅館業(65, 288) 2. 自動式車両洗浄施設 (31, 913) 3. 畜産農業(26, 106)	1. 旅館業(65, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 176) 3. 畜産農業(25, 712)	1. 旅館業(64, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 269) 3. 畜産農業(25, 166)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	11件	16件	18	4件
②一時停止命令	2件	1件	0	1件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	36, 194	36, 323件	34, 696件	28, 405件
（昼間立入）	(35, 710件)	(35, 933件)	(34, 177件)	(27, 967件)
（夜間立入）	(484件)	(390件)	(519件)	(438件)
6 行政指導	8, 752	8, 656件	8, 456件	6, 683件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	1事業場	8事業場	1事業場	3事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。